

電子カルテ情報共有サービスに関する検討事項について

厚生労働省 医政局

医療情報担当参事官室

今回ご意見いただきたい点について

- 第31回医療等情報利活用ワーキンググループ（WG）（令和8年4月24日開催）において、モデル事業で判明した課題について、技術作業班で検討を行った**対応方針（システム改修にかかる技術解説書の方向性等）**をお示しし、ご意見をいただいたところ。
- 本日は、第31回WGでいただいたご意見を踏まえた方針（補足）をお持ちしたため、ご意見をいただきたい。

（注）本日お示しする対応方針についても、運用開始後の状況等も考慮し、必要に応じて見直しを行うことを想定。

1. アレルギー等情報の範囲と登録運用について
2. 登録する食品アレルギーの粒度について
3. 電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け指針（仮）について

1. アレルギー等情報の範囲と登録運用について
2. 登録する食品アレルギーの粒度について
3. 電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け指針（仮）について

アレルギー等情報の登録方針について

前回のWGの振り返り

- 以下の理由から、現場における情報の入力負担が極めて大きいことを踏まえ、アナフィラキシー症状が生じた（疑いを含む）アレルギー物質を対象に、情報共有を開始する対応案を提案したところ。
 - アレルギーに係るFHIRの入力項目である臨床的状態（clinicalStatus）、確からしさ（verificationStatus）、重症度（criticality）、症状（reaction）の当該項目の定義が必ずしも明確でないこと
 - アレルギーの診断に関しては医療機関間及び医療従事者間において必ずしも共通の理解や取扱いが確立されていない部分が多いこと
- など
- そのうえで、前回第31回WGにおいては、アレルギー等情報は、アナフィラキシー症状に限定するのではなく、他の重大なアレルギー症状を生じうる情報（2回目に曝露すると重大なアレルギー症状を生じうる物質等）も共有すべきではないかのご意見をいただいたところ。

アレルギー等情報の登録方針について

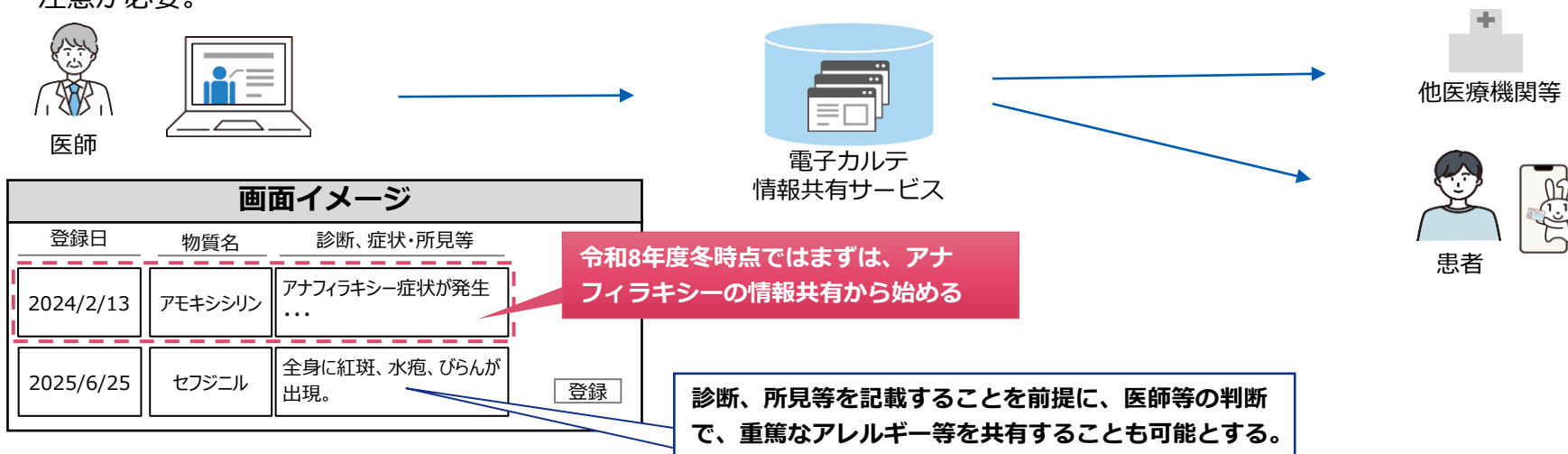
対応案

○ 前回WGでのご意見を踏まえて、本サービスに登録し、他の医療機関等・患者に対して共有するアレルギー等情報については、以下の整理とすることでいかがか。

- 医療機関等間・患者へ共有するアレルギー等情報は「重篤なアレルギー等」とし、まずはアナフィラキシー（疑いを含む）から登録を進めることとする。
- ただし、劇症肝炎などの重篤な症状が見られた、又は見られる可能性がある場合で、他の医療機関等に共有すべきと医師等が判断した場合には、情報の登録を可能とする。
- 情報の登録に当たっては、他の医療従事者が可能な限り正しく理解して情報を活用できるよう、発生した際の状況や症状・所見、診断名等、物質名とともに共有が必要と思われる情報を症状等記載欄に記載いただくこととする。

(注1) アナフィラキシー（疑いを含む）以外の登録対象については、引き続き検討を進める。

(注2) 本サービスの運用開始後、情報登録や情報の活用が医療現場に浸透するまでには一定の期間を要すると考えられることに注意が必要。



1. アレルギー情報の範囲と登録運用について
- 2. 登録する食品アレルギーの粒度について**
3. 電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け
指針（仮）について

登録する食品アレルギー情報の粒度について

前回のWGの振り返り

- 登録する食品アレルギー情報の登録粒度については、以下の登録方針案をご提示したところである。
(参考資料も併せて参照)

<「特定原材料」および「特定原材料に準ずるもの」>

- 原則として、アレルギー物質の入力にあたっては、**指定した29品目（※）に係るコードを使用することとしてはどうか。**あわせて、今後の運用状況や現場における取扱いの実態を踏まえつつ、当該29品目以外のコードの入力方針についても、引き続き検討を行うこととしてはどうか。

(※) なお、ある物質の医療機関独自のコードが、指定したJFAGYコードより細かい粒度の場合、その医療機関独自のコードと同一粒度のJFAGYコードにマッピングすることを推奨。

<「特定原材料」および「特定原材料に準ずるもの」以外>

- **いずれのJFAGYコード（ダミーコード含む）を用いてもよい方針とし、マッピングは中長期的に促していくこととしてはどうか。**

- 前回第31回WGにおいて、医療機関で使用しているコードが、指定した標準的なJFAGYコードより細かい粒度の場合、その医療機関で使用しているコードと同一粒度のJFAGYコードにマッピングするより、指定したJFAGYコード（医療機関で使用しているコードより粗い粒度のコード）にマッピングしていただく方が適切ではないかとご指摘をいただいた。

登録する食品アレルギー情報の粒度について

対応案

- 「特定原材料」および「特定原材料に準ずるもの」（29品目）の医療機関独自のコードが、指定したJFAGYコードより細かい粒度の場合、以下のようにその医療機関で使用しているコードと同一粒度のJFAGYコードにマッピングすることを推奨することで、これまでの使用していた粒度のまま運用することが可能となり、医療機関のマッピングの負荷の軽減やより詳細な情報を共有することができるのではないか。
- (注) 指定した標準的なJFAGYコード（医療機関で使用しているコードより粗い粒度のコード）を使用することも可能なため、マッピングができなくなることはない。ただし、マッピングの方針に迷うことのないよう、厚労省からは本取扱いをお示しすることとしたい。
- なお、医療機関等において適切にマッピングできるように、マッピングの支援策や誤りの防止策等の検討も進めていく想定。（注）登録されたJFAGYコードを電子カルテにおける医療機関内でのチェック等で用いる場合、JFAGYコードの階層を踏まえた仕組みとする必要がある。

<「特定原材料」および「特定原材料に準ずるもの」（29品目）のマッピング方法>

例：「小麦」を登録する場合

パターン	(院内独自マスタのコード)	(JFAGYコード)
29品目で定義している表現と同じ表現のコードを使っている 例：院内コードに「小麦」がある場合は、JFAGYコードでも「小麦」を選択する	小麦	小麦 推奨
29品目で定義している表現よりも粗い表現のコードを使っている 例：院内コードにおいて「小麦」を「農産食品」で記述する場合、JFAGYコードでは「小麦」を選択する	追加 農産食品 小麦	小麦 推奨
29品目で定義している表現よりも細かい表現のコードを使っている 例：院内コードにおいて「小麦粉」がある場合、JFAGYコードでも「小麦粉」を選択することを推奨する	小麦粉	農産食品 不可 小麦 許容 小麦粉 推奨

<(参考)JFAGYコード> (小麦に関するJFAGYコードを一部抜粋)

JFAGYコード	アレルギー物質
J9FA00000000	農産物
J9FA1500000	小麦
J9FA15000011	小麦ふすま
J9FA15000012	こむぎ胚芽
J9FA15000013	グルテン
J9FA15000014	グルテニン
J9FA15000015	グリアジン
J9FA15000016	小麦粉
J9FA15000017	小麦でん粉
J9FA15000018	特異的IgE ω-5 グリアジン

不可
指定
コード

指定コード
より
細かい粒度

(参考) JFAGYコードに係るマッピングイメージ

登録医療機関でのマッピング方針と運用変更 (案)

		院内独自マスタの種別	マッピング方法	例 (院内独自マスタのコード) (JFAGYコード)
29 品目	院内独自マスタがある	JFAGYコードの表現と院内独自マスタの表現が合致する	29品目で定義している表現と同じ表現のコードを使っている	小麦 → 小麦 推奨
		JFAGYコードの表現と院内独自マスタの表現が合致する	29品目で定義している表現よりも粗い表現のコードを使っている	農産食品 × 追加 小麦 → 小麦 推奨
		JFAGYコードの表現と院内独自マスタの表現が合致する	29品目で定義している表現よりも細かい表現のコードを使っている	小麦粉 → 小麦粉 推奨 小麦粉 → 農産食品 不可 小麦粉 → 小麦 許容
	JFAGYコードの表現と院内独自マスタの表現が合致しない	指定したJFAGYコードへのマッピングを推奨	うどん → 小麦粉 不可 うどん → 小麦 推奨 うどん → 農産食品 不可	
	院内独自マスタがない	29品目のコードを設ける	追加 小麦 → 小麦 推奨	
29 品目以外		いずれのJFAGYコード (ダミーコード含む) *を用いてもよい	たけのこ → 農産食品 許容 たけのこ → 葉茎菜類 許容 たけのこ → たけのこ 許容 たけのこ → ダミーコード 許容	

*機械可読性や設定ミスを防ぐ観点からは、ダミーコードより各アレルギー物質を意味するJ-FAGYコードを用いる方が望ましい。

1. アレルギー情報の範囲と登録運用について
2. 登録する食品アレルギーの粒度について
- 3. 電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け
指針（仮）について**

課題

- これまで電子カルテ情報共有サービスについては、医療機関等システムベンダ向けの技術解説書や実装ガイド等を整備してきたものの、電子カルテを利用している医療従事者向けの資料は十分に作成されていない。
- これにより、電子カルテベンダ等は電子カルテ情報共有サービスのシステム面からの利用方法は理解していても、医療従事者が電子カルテ情報共有サービス利用にあたって知っておくべき共有情報の定義等が把握しづらい状況となっている。

対応案

- 医療従事者向けの電子カルテ情報共有サービスの利用指針（仮）を作成することとしてどうか。
- 利用指針には、例えば、以下の内容等を盛り込むこととしてはどうか。
 - ・ 共有情報の定義、考え方について（共有される病名、感染症情報の解釈について）
 - ・ 情報を登録する際の電子カルテ上の操作について（現在の一般的な現場運用と異なる箇所のみ。必要に応じて。）

(注) 当該利用指針の更新方法や頻度、公表方法（※）等についても並行して検討
（※公表方法の例：単独の文書、運用マニュアルの別紙等）

電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け指針（仮）に関して

指針の策定

- 電子カルテ情報共有サービスに登録された情報は、他医療機関等との間で臨床情報や文書情報として共有されるが、登録時及び閲覧時における情報の取り扱いに関する認識が医療従事者間で統一されていない場合、共有された情報について誤った認識が生じる可能性がある。
- このため、医療従事者が電子カルテ情報共有サービスに登録する際に共通解釈として登録・閲覧するための指針を示すことを目的に、今後、「電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け指針（仮）」を策定する。現時点で検討している内容（案）（抜粋）は以下のとおりであり、モデル事業で得られた課題などを踏まえ、整備を進めていく。

<電子カルテ情報共有サービスの医療従事者向け指針（仮）の内容（傷病名について概要抜粋）>

- 傷病名の入力時の操作
 - ↳ 傷病名について、電子カルテのイメージ画面を示しながら登録する流れや登録時の注意点
 - ↳ 本サービスに連携される項目一覧
- 傷病名の入力情報ごとの考え方
 - ↳ 傷病名の入力をする際に検討すべき事項
 - 例(※)：患者共有設定：診察の際に患者に説明した傷病名を設定
 - 長期保存設定：患者の長期的な健康管理に有用な情報（例：遺伝性疾患、慢性疾患など）に設定
- 傷病名で閲覧できる情報
 - ↳ 傷病名について、電子カルテ上のイメージ画面や、本サービスで閲覧可能な項目一覧
- 傷病名の情報の活用例
 - ↳ 傷病名が他医療機関から連携された際の活用例
 - 例(※)：初診時のスムーズな意思決定への活用

※ 詳細については、厚生労働科学研究を通して臨床的観点を含めた検討も行う予定。